

## 野焼きは禁止されています

構造基準を満たした焼却施設を使用せず廃棄物を焼却すること（いわゆる「野焼き」）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び静岡県生活環境の保全等に関する条例で禁止されています。

悪臭や煙害等で近隣住民から苦情が来るような場合は、指導の対象となります。

### 注 意

消防署への焼却行為の届出は火災予防の観点によるものであり、届出によって屋外焼却が合法化されるものではありません。

### お 願 い

家庭ごみは市の収集に出しましょう。

#### 焼却禁止の例外

- ・農林業者が作業に伴って行う焼却行為（ゴム、合成樹脂、油を含まないものに限る）
- ・防災訓練または消防訓練に伴う燃焼行為
- ・地域的習慣による催事または宗教上の儀式行事に伴う燃焼行為



### 問い合わせ

御殿場市役所 環境市民部 環境課 電話88-0530